

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	原田 完	整理番号	/		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	駐車場代 2023年4月				
支払金額	14,500	按分率	50%	計上額	7,250
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	$15,000 \times \frac{29}{30} = 14,500$ 円				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/17

領 収 証

原田 完 様 No. _____

★ ￥15,000-

但 介 入 金 2023年 4月 17日 上記正に領収いたしました

内 訳

収入	税抜金額	
印 紙	消費税額等(%)	

コクヨ・ウケ-1097

議員名 原田 完

① 政務活動の拠点		<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外 ④⑤は自宅の場合記入不要
② 所在地	住所：京都市中京区壬生下溝町51-57 電話：075-333-2612 延べ床面積 103.31 m²	
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input type="checkbox"/> 賃借物件（賃貸借契約先 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 関連会社等（所在地： ） <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者	
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input type="checkbox"/> 全体使用時間 日・時間 (X) 内、政務活動使用時間 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = \quad / \quad$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合 按分率 1/2
	人件費	<input type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） <input type="checkbox"/> 全体活動業務時間 日・時間 (X) 内、政務活動業務時間 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = \quad / \quad$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合 按分率 /
⑦ 事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / （按分率の考え方： ）	
⑧ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 （按分率の考え方：⑥と同率。）	
⑨ 光熱水費等の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / （按分率の考え方： ）	

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑪ その他の事務費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑫ 人件費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 人 按分率 / (按分率の考え方:) <hr/> 計 人
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費)
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input type="checkbox"/> 勤務実績表
⑮ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と賃借人 和田 亮 (以下、「乙」という。) は、以下のとおり駐車場賃貸借契約を締結する。

(目的)

第 1 条 甲は下記記載の駐車場の専有部分 (以下、「本件駐車場」という。) を、乙所有の自動車 (以下、「本件自動車」という。) の駐車場として、本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。

駐車場の表示

駐車場の所在地 XXXXXXXXXX

専用区画 駐車専用部分

(賃料)

第 2 条 賃料は月額金一万五千元とし持参払いする。

(賃貸借期間)

第 3 条 本契約の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの満 1 年間とする。

2 前項の期間満了 1 か月前までに甲または乙からの相手方に対する解約の申し入れがない場合は、自動的に 1 年間契約を更新し、以後も同様とする。

(禁止事項)

第 4 条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 本件駐車場を第三者に賃貸し、又は第三者に賃借権を譲渡すること
- (2) 本件駐車場に建物その他の工作物を設置し、又は現状に変更を加えること
- (3) 本件駐車場に第 1 条に記載した自動車以外を駐車すること

(自動車の届出)

第 5 条 乙において、本件自動車を変更する場合は、事前に甲の承諾を受けなければならない。

(賠償責務)

第 6 条 乙は、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(甲の免責事項)

第 7 条 不可抗力、第三者の行為、その他甲の責めに帰すべき事由以外の事由により、乙の車両に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解 約)

- 第 8 条 甲乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。ただし、
- 1 か月以上前に相手方に対して書面で通知すべきものとする。
 - 2 乙が、前項の通知なく解約をなす場合には、1 か月分の賃料に相当する金員を甲に支払うものとする。

(契約解除)

- 第 9 条 甲は、乙が本契約に違反したときは、何らの催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

(明け渡し)

- 第 10 条 本契約が期間の満了により終了し、又は前条により解除されたときは、乙は直ちに本件駐車場を甲に返還するものとする。

(協 議)

- 第 11 条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたときや、本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、甲乙各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 1 4 日

賃貸人 (甲)

住所

氏名

賃借人 (乙)

住所 京都市中京区壬生下溝町 5 1 - 5 7

氏名

馬車場賃貸借契約期間については、

令和 5 年 3 月 31 日まで延長